

Di s c l o s u r e
平成 1 8 年度版

平成 1 9 年 7 月提出



目次

【はじめに】	i ~ ii
1. 会社の概況	
会社名等	1
会社の沿革	1
会社の目的	4
事業の内容	5
営業所の状況	8
財務の概要	9
発行済株式総数	9
主要株主名	9
役員の状況	10
従業員の状況	12
2. 営業の状況	
営業方針	13
当社及び当業界を取り巻く環境	13
営業の経過及び成果	13
対処すべき課題	17
受託業務管理規則	18
外務員の登録状況	27
委託者に関する事項	27
苦情・紛争に関する事項	27
訴訟に関する事項	28
3. 経理の状況	
貸借対照表	29
損益計算書	30
株主資本等変動計算書	31
個別注記表	36
監査に関する事項	37
財務比率	37

【はじめに】

本書は、平成 19 年 3 月期（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）における当社の会社概要、営業の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「 会 社 の 沿 革 」 ・ 当社の設立から作成日現在までの沿革を記載しています。
- 「 会 社 の 目 的 」 ・ 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「 事 業 の 内 容 」 ・ 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「 財 務 の 概 要 」 ・ 平成 19 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「 主 要 株 主 名 」 ・ 所有株式数の多い株主の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「 役 員 の 状 況 」 ・ 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「 従 業 員 の 状 況 」 ・ 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「 営 業 方 針 」 ・ 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「 当社及び当業界を
取巻く環境 」 ・ 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「 営業の経過及び成果 」 ・ 当社の平成 18 年度における業績について記載しています。
- 「 対処すべき課題 」 ・ 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「 受託業務管理規則 」 ・ 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。（改正の都度、追加情報として開示いたします。）

3. 経理の状況

「財務比率」

$$(a) \text{ 純資産額規制比率} = \frac{\text{純資産額}^{(*)}}{\text{リスク額}^{(*)}} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品先物取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則（以下「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を完了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条に基づく施行規則第 99 条に規定により算出したものです。

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

$$(b) \text{ 純資産額資本金比率} = \frac{\text{総資産額}^{(*)}}{\text{資本金}} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。

資本金に対する純資産額の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

$$(c) \text{ 自己資本資本金比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

$$(d) \text{ 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

$$(e) \text{ 修正自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}^{(*)}} \times 100$$

* 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託金額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

$$(f) \text{ 負債比率} = \frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}^{(*)}} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。

$$(g) \text{ 流動比率} = \frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

会社名等

商品取引員名	ばんせい証券株式会社
代表者名	代表取締役社長 藤井 史郎
所在地	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
電話番号	03 - 5541 - 7887 (代)

会社の沿革

当社は、明治41年に藤井新七商店として創業、京都証券取引所仲買人の免許を受け証券と米穀の仲買業務を始めました。昭和24年に金新証券株式会社を設立し、同年萬成証券株式会社と商号を改めました。

平成11年に萬成プライムキャピタル証券株式会社と商号を変更し、同年、東京工業品取引所・大阪商品取引所・中部商品取引所等の各商品取引所商品取引員（受託会員）として許可を受けました。

平成14年4月には、キングコモディティ証券株式会社と合併いたしました。

平成15年5月には商品投資販売業の許可を受け、商品ファンドの販売、運用を行なってまいりました。

平成17年3月には改正商品取引所法に基づく商品取引受託業許可（平成17・03・16商第1号）を受けております。

平成18年7月に商号をばんせい証券株式会社に変更いたしました。

年 月	概 要
明治41年7月	・有価証券及び米穀の委託売買を目的として、京都証券取引所から仲買人の免許を受け、藤井新七が藤井新七商店を創業
昭和18年12月	・戦時企業整備令により廃業
昭和24年3月	・有価証券の委託売買を目的として、金新証券株式会社を京都に設立
	・資本金100万円
4月	・商号を萬成証券株式会社に変更
5月	・京都証券取引所の正会員として加入
	・資本金を150万円に増資
6月	・資本金を200万円に増資

年 月	概 要
昭和27年 3月	・資本金を500万円に増資
昭和31年10月	・資本金を1,000万円に増資
昭和36年 9月	・資本金を3,000万円に増資
昭和43年 4月	・証券業の免許制実施に伴い、大蔵大臣より証券業免許取得
昭和48年12月	・大蔵大臣より外国証券取扱いの認可
昭和51年 5月	・大蔵大臣より債券現先売買の認可
昭和56年10月	・資本金を4,000万円に増資
昭和57年10月	・資本金を6,000万円に増資
昭和59年10月	・資本金を1億200万円に増資
昭和60年10月	・大蔵大臣より国債先物取引の認可
昭和62年10月	・資本金を2億100万円に増資
昭和63年11月	・大久保営業所を開設
平成元年 4月	・資本金を3億5,100万円に増資
平成 3年 3月	・大蔵大臣より引受業務の認可
平成 4年 5月	・大蔵大臣よりMMFの累積投資業務の代理業務の認可
平成 5年11月	・大蔵大臣よりMMFと中期国債ファンドのキャッシングの兼業業務の認可
平成 8年 4月	・資本金を5億100万円に増資
平成10年10月	・資本金を9億7,825万円に増資
平成11年 2月	・商号を萬成プライムキャピタル証券株式会社に変更
4月	・東京支店を新宿区に開設
6月	・通商産業大臣より東京工業品取引所：石油市場・貴金属市場、 大阪商品取引所：綿糸市場・ゴム市場・天然ゴム指数市場の商品取引員の許可
7月	・大阪支店を開設
11月	・農林水産大臣より中部商品取引所：畜産物市場の商品取引員の許可
12月	・証券業が免許制から登録制に移行 ・通商産業大臣より中部商品取引所：石油市場の商品取引員の許可
平成12年 1月	・金沢支店、高松支店を開設
平成12年 5月	・静岡支店を開設
5月	・東京支店を新宿支店に名称変更し、新たに中央区に東京支店を開設 ・盛岡支店を開設 ・宇都宮支店を開設 ・熊本人吉支店を開設
6月	・通商産業大臣より大阪商品取引所：アルミニウム市場の商品取引員の許可
7月	・本店を東京へ移転（東京支店を本店とする）京都本店を京都支店に名称変更 ・農林水産大臣より関西商品取引所：農産物市場・農産物飼料指数市場の商品取引員の許可
12月	・通商産業大臣より東京工業品取引所：ゴム市場・アルミニウム市場の商品取引員の許可

年 月	概 要
平成13年 4月	・米子支店を開設
5月	・農林水産大臣より横浜商品取引所：農産物市場の商品取引員の許可
6月	・農林水産大臣より横浜商品取引所：繭糸市場の商品取引員の許可
8月	・横浜支店を開設
平成14年 3月	・大分支店を開設
4月	・キングコモディティ証券株式会社と合併(資本金15億5,825万円) 同社から、東京穀物商品取引所：農産物市場、関西商品取引所：砂糖市場及び福岡商品取引所：農産物市場の商品取引員たる地位を継承
	・京都支店を京都二条支店に名称変更
	・大久保営業所を宇治営業所に名称変更
	・キングコモディティ証券株式会社の大阪本社を当社の大阪支店に統合し、以下の支店及び営業所を当社の支店及び営業所として新たに開設
	・札幌・仙台・日本橋茅場町・松本・新潟・名古屋・京都四条・広島・福岡支店
	・北大路営業所
8月	・経済産業大臣より大阪商品取引所：ニッケル市場、農林水産大臣より関西商品取引所：水産物市場の商品取引員の許可
9月	・大阪証券取引所正取引資格取得
11月	・関東財務局長より金融先物取引業の許可
12月	・両替(通貨の売買)業務開始
平成15年 5月	・金融庁長官・農林水産大臣・経済産業大臣より商品投資販売業の許可
7月	・商号を入や萬成証券株式会社に変更
8月	・商品ファンド“よろず”ファンドシリーズの販売開始
平成16年 2月	・京都二条支店に3店舗(京都四条支店、北大路・宇治営業所)を統合、京都支店に名称変更
8月	・札幌、盛岡、松本、静岡、広島、高松、熊本人吉、大分の8支店閉鎖
10月	・仙台、宇都宮、日本橋茅場町、新潟、金沢、米子、福岡の7支店閉鎖
	・米国シカゴに投資顧問会社(IFS Capital Management, Inc.)を設立
11月	・外国為替保証金取引業務開始
平成17年 3月	・改正商品取引所法に基づく商品取引受託業許可
9月	・東京金融先物取引所「くりっく365」取扱開始
11月	・中部商品取引所の畜産物市場、鉄スクラップ市場脱退
11月	・大阪商品取引所のニッケル市場脱退
12月	・福岡商品取引所の受託業務廃止
	・関西商品取引所の農産物、水産物、砂糖、農産物飼料指数市場脱退
	・横浜支店閉鎖
平成18年 2月	・新宿支店閉鎖
平成18年 4月	・萬成パートナー投資顧問株式会社設立
平成18年 7月	・ばんせい証券株式会社に商号変更
平成18年12月	・札幌支店を開設

会 社 の 目 的

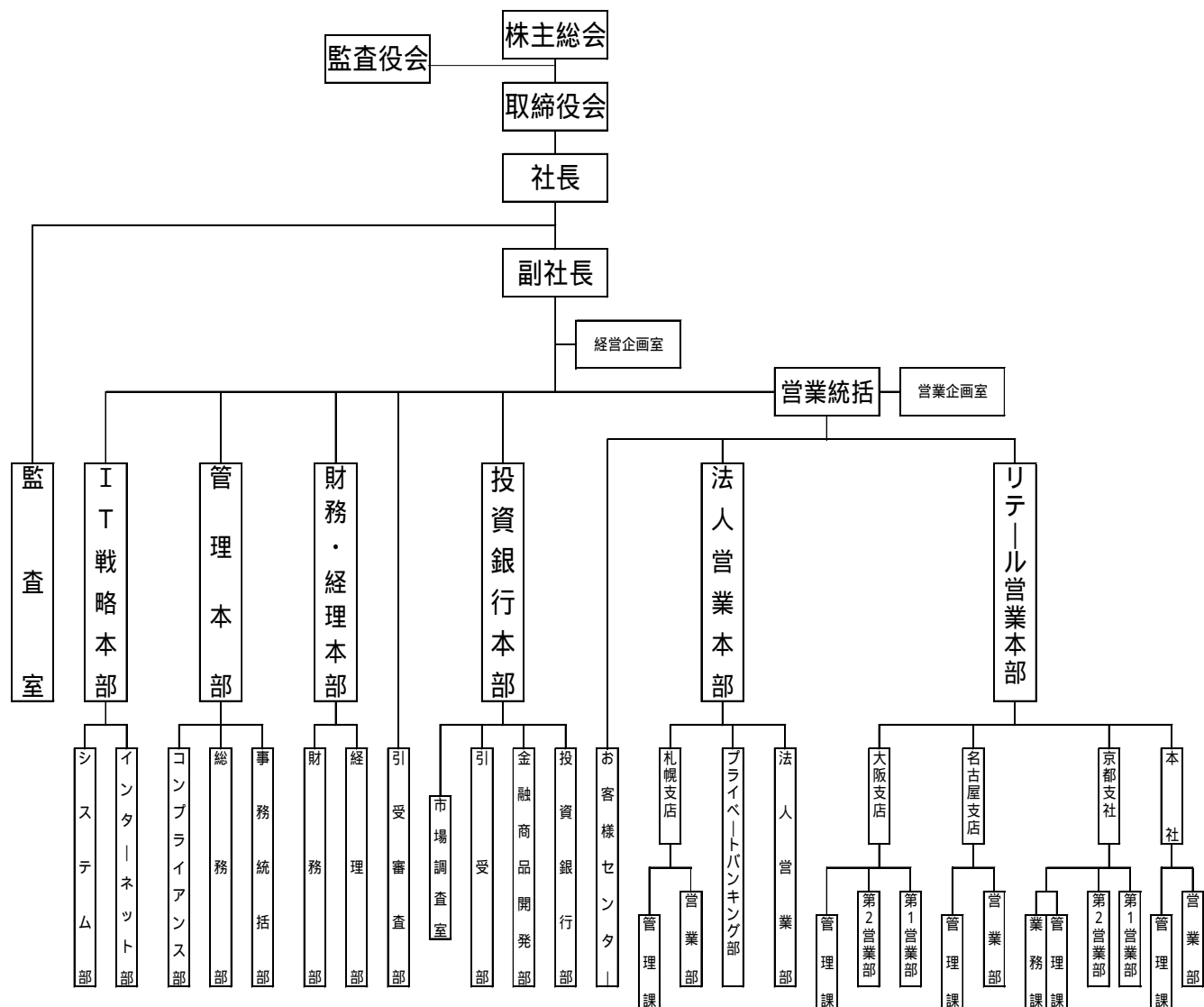
当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1．有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
- 2．有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 3．有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理ならびに外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- 4．有価証券の引受け及び売出
- 5．有価証券の募集又は売出の取扱
- 6．有価証券の私募の取扱
- 7．累積投資業務に係る代理業務
- 8．その他証券業に関連する代理業務
- 9．商品取引所法の適用を受ける上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次、代理及び受託業務
- 10．前号に規定する商品の原材料、製品及び加工品の売買、売買の媒介、取次、代理及び輸出入業務
- 11．商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業
- 12．海外の商品取引所における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次、代理及び受託業務
- 13．金融先物取引法の適用を受ける金融先物取引の売買、取次、代理及び受託業務
- 14．通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 15．譲渡性預金の販売の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 16．金銭債権の売買、及びその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 17．損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 18．外国為替及び外国貿易法における外国為替取引等に係る通貨及び金融商品の売買ならびに売買取引の受託、取次業務
- 19．インターネットを利用した前各号の業務
- 20．投資顧問業および投資一任契約に係る業務
- 21．投資信託業および投資法人資産運用業
- 22．金銭貸付業務
- 23．自己の所有する不動産の賃貸
- 24．前各号に附帯する業務

注) 上記のうち、_____線部分の事業は現在行っておりません。

事業の内容（平成18年3月31日現在、追加情報参照をご参照ください）

（1）経営組織図は次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は、証券取引法に基づく各種有価証券の売買並びに先物取引（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引等）の業務と商品取引所法に基づき設置する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき売買執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 主たる業務

イ. 証券業（法第2条第8項）

証券業付随業務（法第34条第1項）

[登録番号：関東財務局長（証）第173号（平成12年7月1日）]

ロ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

[許可番号：農林水産省指令16 総合第1870号平成17・03・16 商 第1号]

注) : 受託業務

市場名 取引所	農 産 物	繭 糸	貴 金 属	ゴ ム	石 油	アル ミニ ウム	天然 ゴム 指数	上場商品名
東京穀物商品取引所								NonGMO大豆、10M大豆、小豆、トウモロコシ、大豆ミル、 アビカチ、ロブスコチ
東京工業品取引所								金、銀、白金、パラジウム
								ゴム燻煙シート(RSS)
								アルミニウム
中部大阪商品取引所								ガソリン、灯油、原油、軽油
								ガソリン、灯油
								燻煙シート、技術的格付け
								アルミニウム
								天然ゴム指数

(注) 1. 中部商品取引所及び大阪商品取引所

中部商品取引所及び大阪商品取引所は平成19年1月1日に合併し、中部大阪商品取引所となっております。

(b) 従たる業務

イ．商品市場における石油の現物取扱

商品市場における石油取扱い並びに決済された石油の現物受渡業務を行っております。

ロ．商品投資販売業務

商品投資に係る事業の規制に関する法律第3条の規定に基づき、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第7条第2項各号に掲げる法人として商品投資販売業を営む許可を金融庁、農林水産省、経済産業省より受けております。

許可番号：金農経（1）第120号

ハ．金融先物取引業務

金融先物取引法の適用を受ける金融先物取引の売買、取次、代理及び受託業務を行っております。

登録番号：関東財務局長（金先）第2号

営業所の状況

平成19年3月31日現在

名称	所在地
本店	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
京都支店	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町538番地
大阪支店	大阪府中央区南船場一丁目18番17号 商工中金船場ビル
名古屋支店	名古屋市中村区名駅三丁目22番4号 みどり名古屋ビル
札幌支店	札幌市中央区北一条西二丁目1番地 札幌時計台ビル

(注)・札幌支店は、平成18年12月20日に開設いたしました。

- ・名古屋支店は、平成19年5月1日に名古屋市中村区名駅三丁目22番8号大東海ビルに移転いたしました。

財務の概要（平成19年3月決算期）

（単位：千円）

	商品事業	証券事業	その他の事業	合計
(a) 資本金	-	-	-	1,558,250
(b) 純資産額 1	-	-	-	9,900,123
(c) 総資産額	-	-	-	23,959,969
(d) 営業収益	1,015,887	1,836,650	202,695	3,055,234
（うち受取委託手数料）	(1,027,945)	(1,305,363)	(202,695)	(2,536,004)
(e) 経常損失	-	-	-	483,505
(f) 当期純損失	-	-	-	1,125,170

- 1 純資産額は、商品取引所法第214条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。
- 2 千円未満を切り捨てて表示しております。

発行済株式総数

24,926,500株（平成19年3月31日現在）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

主要株主名

（平成19年3月31日現在）

氏名、商号又は名称	持株数 （株）	議決権比率 （％）
全国保証株式会社	6,514,594	26.1
ばんせいホールディング投資事業組合 業務執行組合員 株式会社パワーマネージメント	4,500,000	18.0
有限会社西村興産	1,900,000	7.6
ジャフコ・ジー九（ビー）号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	965,000	3.8
ジャフコ・ジー九（エー）号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	845,000	3.3
西村 今朝男	530,000	2.1
りそなキャピタル株式会社	400,000	1.6
古川 修己	320,000	1.2
三原 博之	320,000	1.2
丸山 喜代三	320,000	1.2

（注）1．発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

⑨ 役員 の 状 況 （平成19年3月31日現在、追加情報参照をご参照ください）

役名及び職名	氏 名 (生年月日)	所 有 株式数
代表取締役社長	藤 井 史 郎 昭和17年1月9日	千株 300
取締役副社長	村 上 豊 彦 昭和31年11月18日	 289
取 締 役	海 生 裕 明 昭和33年8月5日	—
取 締 役 (非 常 勤)	石 川 英 治 昭和39年9月20日	—

役名及び職名	氏名 (生年月日)	所有 株式数
取締役 (非常勤)	萬尾重美 昭和40年7月25日	千株 —
常勤監査役	小河泰雄 昭和19年2月7日	50
監査役 (非常勤)	生島満 昭和7年9月17日	—
監査役 (非常勤)	御園博之 昭和39年12月6日	—

- (注) 1. 取締役石川英治、萬尾重美および望月彰の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外監査役であります。
2. 監査役生島満および御園博之の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役小河泰雄氏は、8年間大手銀行の主計業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役望月彰氏は、平成18年7月10日をもって辞任いたしました。
5. 上記以外で、監査役貞國鎮氏が平成18年6月27日の定時株主総会をもって辞任いたしました。
6. 所有株式の千株未満は切捨てて表示しております。

従 業 員 の 状 況 （平成19年3月31日現在）

	総 計	男 女 別		営業部門に属する職員	営業部門に属さない職員
		男	女		
職 員 数（人）	218人	178人	40人	119人	99人
平 均 年 齢（歳）	38歳9ヶ月	40歳7ヶ月	30歳7ヶ月	40歳1ヶ月	37歳3ヶ月
平均勤続年数（年）	8年10ヶ月	9年9ヶ月	5年1ヶ月	10年ヶ月	7年6ヶ月
登録外務員数（人）	117人	113人	4人	76	41

- （注）1．平均年齢及び平均勤続年数は、月未満を切り捨てて表示しております。
 2．登録外務員数は、商品市場への登録数を記載しております。

2. 営業の状況

営業方針

当社は、次の5項目を遵守し、お客様に対して金融商品の適切な勧誘を行ないます。

1. お客様の知識や経験及び財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めいたします。
2. お客様ご自身の判断と責任でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めます。
3. 法令、諸規則を遵守することはもちろん、断定的判断を申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘はいたしません。
4. お客様にとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などで勧誘を行なうことは致しません。
5. 本勧誘方針に沿った適正な勧誘を行なうために、研修体制の充実や社内ルールの整備、内部管理体制の強化に努めます。

当社及び当業界を取り巻く環境

当期のわが国経済は、夏場の天候不順の影響等はありませんでしたが、好調な企業業績に支えられ、平成18年11月には戦後最長の「いざなぎ景気」を超えたと見られ、その後も、米国景気の減速や原油高の影響等不安材料はあるものの、設備投資や個人消費に支えられ景気は拡大傾向で推移いたしました。

日経平均株価は、平成18年3月の「量的金融緩和政策」の解除、4月の堅調な企業業績を受け、17,500円台まで上昇いたしました。その後、主要国の金融引き締めを警戒した世界的な株安、村上ファンド問題等により6月中旬に期中安値14,045円53銭まで下落いたしました。その後、地政学的リスクの高まり、それに伴う原油価格の高騰などによる調整場面はありましたが、企業業績の拡大、世界的な株高等により、概ね、上昇傾向を維持し、平成19年に入ってから、円相場の急伸、米国株の急落により一時的に16,500円台まで下落したものの3月末終値は、17,287円65銭と回復傾向で取引を終えました。

営業の経過及び成果

当社は国内外の急速な変化に対応すべく、全社員が証券外務員一種および内部管理責任者の資格を取得し、更に営業社員においてはテクニカルアナリスト資格の取得等営業力の向上に力を入れ、また平成18年10月には大幅な組織変更を実施し、株式、外国為替取引、投資信託業務のサービスの充実はもちろん、独自の金融商品開発・提案を進めるなどお客様の信頼に応えるべく取り組んでまいりました結果、月次の収益につきましては、11月に月次ベースで黒字に転換いたしました。

しかしながら、当期の業績は営業収益が前期比34.5%減の3,055,234千円、経常損益は、昨年に引き続き経費削減策を遂行し、大幅な改善をいたしました。483,505千円の損失を計上することとなり、当期純損益は、さらに、多額の繰延税金資産の取崩しを余儀なくされたこともあり、1,125,170千円の損失を計上する結果となりました。

[商品 事 業]

当期の商品先物市場は政策金利の上昇を背景に夏頃より調整局面入りし、エネルギー市場は、年初にかけて大幅な価格下落に見舞われましたが、その一方で穀物市場は需給逼迫懸念から反発して秋冬と騰勢を強めるなど、商品ごとの違いが目立つ不透明感の強い相場展開となりました。

このような環境の中、当社は、前期に引続き「商品先物取引」の新規顧客の募集は行わず、「よろずパッケージ七福神」においても積極的な新規顧客の募集は行っていないため、既存のお客様との取引に限定されることもあり、営業収益は、前期比66.3%減の1,015,887千円となりました。

(a) 営業収益の内訳

		第58期	第59期	前期比
		千円	千円	%
	農 産 物 市 場	826,420	161,523	19.5
	貴 金 属 市 場	276,922	189,684	68.5
	アルミニウム市場	331,797	3,225	1.0
	ニッケル市場	241	-	-
	ゴ ム 市 場	650,615	57,306	8.8
	石 油 市 場	1,731,173	530,512	30.6
	水 産 物 市 場	6	-	-
	現物先物取引計	3,817,176	942,256	24.7
	石 油 市 場	44,029	62,278	141.4
	畜 産 物 市 場	4	-	-
	現金決済先物取引計	44,033	62,278	141.4
	農産物・飼料指数市場	2,076	-	-
	天然ゴム指数市場	5,870	712	12.1
	指数先物取引計	7,946	712	9.0
	そ の 他	851	22,697	-
	受取手数料計	3,870,007	1,027,945	26.6
	農 産 物 市 場	220,386	1,349	-
	貴 金 属 市 場	9,425	1,265	-
	アルミニウム市場	25,821	5	-
	ニッケル市場	510	-	-
	ゴ ム 市 場	31,803	477	-
	石 油 市 場	232,342	1,380	-
	現物先物取引計	437,832	4,477	-
	石 油 市 場	8,818	108	1.2
	現金決済先物取引計	8,818	108	1.2
	農産物・飼料指数市場	632	-	-
	天然ゴム指数市場	1,312	17	1.3
	指数先物取引計	680	17	-
	商 品 売 買 損 益	422,650	7,704	-
	売買損益計	850,985	12,057	-
	営業収益計	3,019,022	1,015,887	33.6

(b) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期	第 59 期 〔 自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日 〕		
		委 託	自 己	合 計
農産物市場		239,051	1,442	240,493
貴金属市場		179,583	264	179,847
アルミニウム市場		1,104	4	1,108
ゴム市場		103,464	132	103,596
石油市場		467,128	2,454	469,582
現物先物取引計		990,330	4,296	994,626
天然ゴム指数市場		445	6	451
指数先物取引計		445	6	451
石油市場		48,269	30	48,299
現金決済先物取引計		48,269	30	48,299
合 計		1,039,044	4,332	1,043,376

[証券事業]

当期の株式市場は、期初の世界的な株安の影響はあったものの好調な企業業績に支えられ、東京証券取引所第一部上場銘柄の1日当たりの売買金額は2兆5千億円を超えるなど前期と同様、活況を呈しました。しかしながら、新興市場の平均株価は期初を大きく下回り、売買高、売買代金ともに前期と比較して大幅な減少となったこともあり、個人投資家の売買の落込みは著しいものでした。

このような状況の中、当社におきましては、主に投資信託やダブルE B債等、お客様のニーズに合った商品を開発・販売することにより株式市場の低迷を補い、営業収益は、前期比28.4%増の1,836,650千円となりました。

[営業収益の内訳]

		第58期	第59期	前期比
		千円	千円	%
株 債 そ の 他	株式	901,407	678,809	75.3
	債券	1,035	549	53.0
	その他	14,937	116,888	782.5
委託手数料計		917,381	796,247	86.8
株 債 そ の 他	株式	998	546	54.7
	債券	365,753	347,567	95.0
	その他	4,265	121,266	-
募集・売出しの取扱手数料等		371,017	469,380	126.5
その他の受取手数料		60,208	39,735	66.0
受取手数料計		1,348,607	1,305,363	96.8
売買損益		104	417,482	-
金融収益		81,469	113,804	139.7
営業収益計		1,429,972	1,836,650	128.4

[その他事業]

商品ファンドの新規募集を行わなくなったため、当該収益は大幅減となったものの、外国為替証拠金取引(くりっく365)で補い、営業収益は、前期比7.6%減の202,695千円となりました。

[営業収益の内訳]

		第58期	第59期	前年同期比
		千円	千円	%
商品 ファンド 関連 手数料 外国 為替 保証 金取 引 そ の 他	商品ファンド関連手数料	56,474	103,459	183.2
	外国為替保証金取引	2,849	95,290	3,344.6
	その他	5,963	3,944	66.1
その他事業受取手数料計		65,287	202,695	310.5

対処すべき課題

当社は現在、平成20年に迎える創業100年に向け” CHALLENGE 100 ” というテーマを掲げ、独立型総合証券会社としてオンリーワンの地位を獲得すべく、独自の企業価値創造に意欲的に取り組んでおります。

当期におきましては、個人のお客様向けには、独自の金融商品の提供、具体的には、IPO投信、ヘッジファンド、商品ファンド等、また、よりきめ細かいコンサルティングを行うことを目的とし社員個々の資質を高めるべく社内研修の充実を図りました。法人向けといたしましては、サービスを拡充すべく、法人営業部、投資銀行部、引受部等を立ち上げました。札幌支店の開設につきましてもそれらの一環と位置づけております。

今後も、他社が追随できない独自の証券会社を目指し、独自のポジションの確立、投資銀行部門をコアとした営業力の徹底強化、独自の商品の組成、コンプライアンスの徹底を基本戦略とした上で、組織力の強化、キャッシュフローの増加による財務体質の強化を図り、専門性の高い小型金融コングロマリットの形成を目標といたします。

受託業務管理規則

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は商品取引所法・商品取引所法施行令・商品取引所法施行規則(以下「法令」という)及び受託契約準則・取引所諸規則並びに日本商品先物取引協会(以下「日商協」という)の定める「受託等業務に関する規則」を遵守するとともに、委託者に対して誠実かつ公正にその業務を遂行し委託者の保護育成並びに委託者の自己責任原則の徹底を図り、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(取引の種類)

第2条 当社は委託者保護の精神を尊重し、商品先物市場に参入するに相応しい健全な委託者層の拡大及び育成を図るため、委託者の希望に応じて、「通常の商品先物取引」(以下「一般取引」という)の他、次項に定める「よろずパッケージ商品取引」のどちらか一方に限定して受託する。

2 「よろずパッケージ商品取引」は次の3種類の組合せ裁定取引及び2種類のインデックス取引に限定し、どの種類を選択するかは委託者の指示によるものとする。

- (1)カレンダー・スプレッド=同一銘柄、限月間の価格差を利用
- (2)市場間・スプレッド=同一銘柄、同一限月、異市場間の価格差を利用
- (3)バタフライ・スプレッド=同一銘柄、期先3限月間の価格差を利用
- (4)インデックス運用=同族銘柄、同一期先限月、同一方向の変動幅を利用
- (5)ストラドル・インデックス運用=同族銘柄・同一限月の売買(価格差)を利用

(取引の対象者)

第3条 「一般取引」及び「よろずパッケージ商品取引」の対象者について

1 「一般取引」の対象者について

- (1)取引開始時に一般取引を希望する場合
30歳以上75歳未満の顧客とする。
商品先物取引の仕組み・リスク等について理解しており、流動資産を1,000万円以上保有していること。または、商品先物取引の経験が直近3年以内に延べ90日間以上あること。

(2)平成16年6月22日以前から、当社で「一般取引」を行っている委託者

(3)石油法人課が担当する委託者

2 「よろずパッケージ商品取引」の対象者について

- (1)よろずパッケージ商品取引を希望する顧客
- (2)取引開始時に前項第1号の条件を満たさない顧客

3 「よろずパッケージ商品取引」から「一般取引」への移行について

一般取引への移行は、よろずパッケージ商品取引が第13条第1項に定める習熟期間を終了し、かつ、管理担当班が一般取引について理解度の確認を行い、その結果、十分理解を有していると認められた場合に限り許可するものとする。

(商品先物取引における適合性の原則)

第4条 当社は委託者の適合性を審査するにあたり、顧客の知識、経験及び財産の状況に関する「お

客様アンケート・確認書」等により情報の提供を求め、顧客の属性に照らして審査し、次の(1)に該当する者に対してはその事実が判明次第、商品先物取引の委託の勧誘を直ちに中止並びに受託を行わないこととする。但し、(2)に該当する者のうち、次項に定める例外要件を満たす者にあつてはこの限りではない。

(1)常に、不適当と認められる者

未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

長期入院患者等随時連絡が取れない者

長期自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者

破産者で復権を得ない者

商品先物取引をするために借入する者

(2)原則として不適当と認められる者

年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計(収入全体の過半を占る)をたてている者

一定の収入(年間500万円)を有しない者

金融機関及び公共団体等の公金出納取扱者及び、企業の経理・財務担当者の金銭等を取り扱っている委託者

65歳以上75歳未満の者

75歳以上の高齢者

投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引をしようとする者

2 前項(2)に該当する者については、顧客本人の自書により、自らが適合性原則に照らして原則として不適格者であることを理解しているとともに、以下の例外要件を自らが満たすことについて確認する旨の書面による申告があり、かつ、総括責任者が許可した場合に限り、受託することができるものとする。

(1)前項(2) ~ に該当する者については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有することが確認できること。また、取引継続中に65歳になった委託者についても同様とする。但し、契約時において既に上記事項の確認を行っている場合は、この限りではない。

(2)前項(2) に該当する者については、直近3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引を行うにふさわしい十分な投資経験を有し、かつ、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることが確認できること。

なお、取引継続中に75歳になった委託者については、適宜モニター等で状況把握を行い、アンケートまたは口頭で理解度確認等を実施する。

(3)前項(2) に該当する者については、委託者が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有することが確認できること。なお、総括責任者は預託証拠金及び投資可能資金額の超過に係わる申請書に審査の適否と判断根拠を記載するものとする。

3 65歳以上で無職かつ商品先物取引の経験のない者については、原則として投資可能資金額の増額変更を認めない。但し、委託者から要請があった場合には、前項(3)に定める要件を満たした上で、余裕資金の証として預金通帳のコピー又は証明書等の提出が為された場合に限りこれを認めるものとする。

4 第1項各号に該当しない者であっても、総括責任者又は統括責任者が、商品先物取引を行う適合性に欠けると認定した者に対しては、委託の勧誘並びに受託を行わないこととする。また、取引期間中において、総括責任者又は統括責任者が新たに適合性に欠けると認定した場合は、当該委託者

に対し、速やかに取引の終了を求め、以後勧誘及び建玉の受託を行わないこととする。

(迷惑勧誘行為)

第5条 当社は適切な勧誘を行うため下記の行為を禁止し、周知徹底を図る。但し、事前に顧客の指示、承諾等がある場合はこの限りでない。なお、当該指示については見込み客カードに記載するものとする。

- (1) 迷惑な時間帯 (午後 8 時 ~ 翌午前 8 時) での勧誘
- (2) 顧客の意思確認をせず長時間に亘る勧誘
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘
- (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

(勧誘の告知・確認の義務)

第6条 登録外務員は勧誘に先立って顧客に対し、当社の商号・登録外務員の氏名・商品市場における取引等の勧誘である旨を告げ、その勧誘を受ける意思の有無を確認した上で、勧誘行為を行うものとする。また、登録外務員は告知及び勧誘を受ける意思の確認を行った旨を見込み客カードに記載するものとする。なお、勧誘の告知確認のため、「お客様アンケート」内に、顧客の自書による、告知の日時及び、告知者の氏名の記入を求めることとする。

2 当社は前項の記録を、取引終了後3年間保存する。なお、取引に至らなかった顧客の記録の保存はこの限りではない。

(再勧誘の禁止)

第7条 当社は勧誘の際、委託を行わない旨の意思を表示した顧客の勧誘を禁止するとともに、勧誘拒否者に関する情報をコンプライアンス部に集約するものとする。また、同部署は営業部門に対し文書又は口頭にて再勧誘禁止を徹底させる。

(契約の際の説明義務)

第8条 当社は契約締結に際して、「受託契約準則」・「商品先物取引 - 委託のガイド - 」等の関係書面をあらかじめ交付し、書面の記述や図画の該当箇所を示しながら商品先物取引の仕組み、ルール及びリスク等について説明するなど、顧客が容易に理解できるよう留意して説明を行うものとする。とりわけ、法第218条第1項で定められた次の事項については十分に説明を行い、理解度を「事前説明の確認書」「お客様アンケート・確認書」等の書面で確認する。

- (1) 商品先物取引とは顧客が預託した取引証拠金の10~30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずる、ハイリスク・ハイリターンの取引であること。
- (2) 預託した取引証拠金等が、相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。

2 登録外務員は、前項の説明及び理解の確認を行った後、総括責任者又は統括責任者に、「事前説明の確認書」「お客様アンケート・確認書」及び、見込み客カードを提出し、勧誘継続の適否の審査を受けるものとする。但し、原則として不適当と認められる者に対しては、顧客自書による「参入申出書及び余裕資金確認書」を徴収の上、総括責任者が勧誘継続の適否を判断するものとする。

(契約の際の説明義務)

第9条 勧誘継続者に対しては、商品取引所法施行規則第104条事項についても説明を行い、メリット・デメリット及び、リスクについて十分説明し、顧客の理解度について、一般取引においては

「口座設定申込書」により、よろずパッケージ商品においては「口座設定申込書」及び「よろずパッケージ七福神、並びに続・よろずパッケージ七福神取引確認書」によりそれぞれ書面にて確認することとする。

- 2 建玉及び取引の制限として、当社は先物取引市場における取引の公正を確保するため、委託者の建玉について委託者に対し、取引所の市場管理規則に定める建玉制限制度の周知を行いその遵守について委託者の理解を求めることとする。
- 3 登録外務員は、第1項で徴収した書類及び見込み客カードを総括責任者又は統括責任者に提出し契約締結の為の最終審査を受けるものとする。但し、原則として不相当と認められる者についての審査は総括責任者が最終判断を行うものとする。総括責任者又は統括責任者は、審査の適否並びに判断根拠を適合性審査書に記載するものとする。
- 4 総括責任者の最終判断を受けた後でなければ約諾書の差入れ、証拠金の受入れ及び取引の受注を行わないものとする。

(投資可能資金額の説明)

第10条 委託者は投資可能資金額(損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいう)を設定し取引を開始することから、投資可能資金額については、委託者の申告に先立ってその趣旨を分かり易く説明し、理解させたうえで申告を受けるものとする。

- 2 取引中の投資可能資金額については、当該委託者の差引損益金通算額がマイナスの場合の損金額及び値洗損益金通算額がマイナスの場合の損金額を、届け出た投資可能資金額から控除した額を当該委託者の投資可能資金額とする。

(書類保存期間)

第11条 「事前説明の確認書」、「お客様アンケート・確認書」並びに「口座設定申込書」、「よろずパッケージ七福神、並びに続・よろずパッケージ七福神取引確認書」は、当該委託者の取引終了後3年間保存する。

(顧客カードの作成・整備)

第12条 当社は、適切な委託者管理を行うため、約諾書の差入れを受けた委託者について、本店及び従たる支店ごとに顧客カード(従たる支店においてはその写し)を作成し備え付けるものとする。尚、新たに知り得た委託者の情報の変更に関しては、その都度、本店備え付けの顧客カードに記載し更新するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、住所及び連絡先
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 資産及び年収の状況
- (4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無
- (5) 投資可能資金額
- (6) その他必要と認める事項

(委託者の保護育成措置)

第13条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大及び育成を図るため、全ての委託者について取引開始より3ヶ月の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

2 一般取引

- (1) 個人委託者及び非上場法人は、習熟期間中の預託証拠金(実質入金額)を「投資可能資金額」

の1/3とする。

- (2) 委託者から前号の定める取引制限を超える取引を行いたい旨の要請があった場合には、当該委託者からの商品先物取引の未経験者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、かつ、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できる場合であって、総括責任者が審査の上で許可した場合に限り、受託できるものとする。

3 よろずパッケージ商品取引

- (1) 習熟期間中の預託証拠金（実質入金額）は、原則として投資可能資金額の1/2以内とする。
また、取引証拠金においては預託証拠金の2/3以内を原則とする。
但し、相場変動等により取引証拠金（当社規定）の変更又は充用有価証券の評価減が生じた場合及び、委託者からの余剰金返還請求があった場合はこの限りではない。

- (2) 委託者から前号の定める取引制限を超える取引を行いたい

旨の要請があった場合は、当該委託者からの商品先物取引の未経験者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び、例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、かつ、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できる場合であって、総括責任者が審査の上で許可した場合に限り、受託できるものとする。

- (3) 取引証拠金については、習熟期間終了後も預託証拠金の2/3以内を原則とする。

4 受託契約準則第11条第2項に基づく取引証拠金預託の特例は許可しないこととする。

但し、石油法人課が取り扱う委託者に関しては次項の定めによるものとする。

5 石油法人課が取り扱う委託者については、次の各号のいずれかの要件を満たした場合には取引本証拠金の預託の特例を許可することとする。

- (1) 取引本証拠金預託の特例の申出書が差し入れられ、当社に於いて取引期間が3ヶ月を経過し、かつ委託者の資金力や理解度等、商品先物取引について十分な認識を有する者で、総括責任者が認定した委託者。

- (2) 取引本証拠金の特例の申出書が差し入れられ、同業他社での商品先物取引経験を有し直近3年以内に延べ90日以上を目安とする取引の証明が出来る書面等の差入れのあった者で、総括責任者が認定した委託者。

（受託業務における禁止行為）

第14条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、法令諸規則及び受託契約準則・日商協が定める「受託等業務に関する規則」第5条にある禁止事項に抵触してはならない。

（取引指示時における取引意思の確認）

第15条 担当外務員は、委託者の取引注文時における取引意思を確認し、その意思を執行した旨、業務日誌等に明確に記録するものとする。

（取引内容精査及び不正資金流入防止）

第16条 統括責任者及び管理担当班責任者並びに管理担当班員は、委託者保護及び受託業務の適正な運営を確保するため、委託者の取引内容を常時把握するとともに、これを精査し、適切な委託者管理を行い、必要に応じて委託者に対し連絡または訪問等により取引状況、資金力等の確認を行い、必要と認められた場合は取引に係わる確認書等の提出を求めるものとする。提出なくその旨の理由が妥当でないと判断される時は、当該委託者に対し速やかに取引の縮小・制限及び決済を求め新た

な受託及び預託は行わないものとする。

- 2 金融機関及び公共団体等の公金出納取扱者及び、企業の経理・財務担当者等の金銭等を取り扱っている委託者からの預託金については不正資金流入防止措置を講じ別に定めるものとする。

(ディーリング室の設置)

第 17 条 当社は、委託者の注文に係わる取引と自己の計算による取引とを峻別するため、自己ディーリングを行う場合は、ディーリング室を設置し、委託者取引部門については事務統括部、自己取引部門についてはディーリング室が取り扱い各責任者を置くものとする。

(広告・宣伝に係わる管理措置)

第 18 条 当社は広告に係わる社内管理責任者を定め、受託業務に係わる広告・宣伝を行う場合には、日商協の定める「受託業務に関する規則」第 6 条を遵守するものとする。

- 2 「広告に係わる社内管理責任者」は、管理職以上とし、総括責任者が指名するものとする。
- 3 広告・宣伝の実施にあたっては、「広告に係わる社内管理責任者」が社内審査を行い、総括責任者に報告するものとする。

(管理担当班の設置)

第 19 条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店に総括責任者、統括責任者を置き、本店並びに従たる支社及び支店に管理担当班を設置し責任者を置くものとする。

- 2 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の総括調整を行うため、本店に総括責任者及び統括責任者を置くものとする。

但し、総括責任者が行うべき職務について、出張等のやむを得ない事由により総括責任者の決済を受けることができない場合には、統括責任者に職務を代行させることができる。なお、この場においては事後に総括責任者がその内容を再度確認し、改めて決済を行うものとする。

- 3 総括責任者、統括責任者及び管理担当班責任者は次の者とする。
 - (1) 総括責任者は取締役（執行役員以上の職責者を含む。）以上とし、取締役会にて選任する。なお、統括責任者はコンプライアンス部管理職以上とし、総括責任者が指名するものとする。
 - (2) 管理担当責任者及び管理担当班は、コンプライアンス部及び管理課所属社員とする。

(管理担当班の職務)

第 20 条 管理担当責任者及び管理担当班員の職務は次のとおりとする。

- (1) 「見込み客カード」、「事前告知・説明確認書」、「お客様アンケート・確認書」及び「口座設定申込書」等の徴収書類の取り纏め並びに受託の適否の最終決裁者である統括責任者又は総括責任者への提出
- (2) 顧客管理に係わる書類整備
- (3) 委託者の取引内容精査、連絡、訪問等による取引状況の確認及び情報収集並びに不適切と判断される取引の制限及び措置
- (4) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (5) マネーロンダリングの防止に係わる本人確認の周知徹底
- (6) 不正資金流入防止措置に係わる対応
- (7) 外務員に対する関係法令、諸規則及び総括責任者指示事項等の遵守に係わる指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置及び営業部門に対する再発防止措置の指導

- (8) 委託者からの取引等に係る疑義、相談等に対する適切な対応、及び早期の疑義の解明、払拭措置並びに営業部門に対する調査及び再発防止措置の指導
- (9) 過去に恣意的に紛争等を惹起した委託者の参入予防措置
- (10) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (11) 管理措置の遂行、遵守状況の総括責任者への報告
- (12) その他委託者管理に必要と認められる事項

2 総括責任者及び統括責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 勧誘継続の適否に係る審査及び受託契約締結に係る最終的な決裁を行う。
- (2) 法令諸規則等の遵守状況を常に把握し、管理担当責任者及び管理担当班に対する指示・指導を行う。
- (3) 前項各号で規定した事項について、敏速適切な措置を管理担当責任者及び管理担当班に指示する。
- (4) 受託業務全般に関して、必要に応じて登録外務員に対する指導・教育を行う。
- (5) 職務管理措置の遂行状況及び法令諸規則等の遵守状況について、取締役会に報告する。
- (6) その他受託業務全般について必要な措置を行う。

(個人情報保護に係る措置)

第 21 条 当社の受託に係わる個人情報保護については、執行役員以上の者を個人情報保護管理者として選任し(取締役会で決定)、社員教育・データ審査・情報管理・環境整備等を行うものとする。また、当該顧客からの個人情報に関する問い合わせ及び対応は「個人情報問い合わせ窓口」が行い、状況により総括責任者に報告するものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第 22 条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者を総括責任者と定め、その内容について社内徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(違反者に対する懲戒)

第 23 条 第 14 条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、当社の定める懲罰規定によりこれを懲戒する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 24 条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

(制定・改廃)

第 25 条 本規則の制定及び改廃は取締役会にて決定する。

(附 則)

本規則は、平成11年 3 月 1日より実施する。

- 2 平成12年 3 月 5 日改正
- 3 平成13年 2 月 1 日改正
- 4 平成13年12月 1 日改正
- 5 平成14年 4 月 1 日改正
- 6 平成14年10月 1 日改正
- 7 平成14年11月13日改正し、平成15年 4 月 1 日より実施する
(不正資金流入防止に係る取扱い要領)
- 8 平成15年 3 月14日改正し、同年 4 月 1 日より実施する
(第11条2、第14条)
- 9 平成15年 5 月12日改正し、同年 6 月 6 日より実施する
(委託本証拠金の額等に係る措置)
- 10 平成15年 9 月 8 日改正し、同日より実施する
(第12条3(1))
- 11 平成16年 3 月 5 日改正し、同年 3 月15日より実施する
(第3条、第12条1、2)
- 12 平成16年 6月11日改正し、同年 6 月15日より実施する
(当社『パッケージ商品』の受託に係る取扱い要領)
- 13 平成16年11月9日改正し、同日より実施する
(当社『パッケージ商品』の受託に係る取扱い要領 5)
- 14 平成17年4月15日改正し、同年5月1日より実施する
(改正商品取引所法施行に伴う改正)
- 15 平成17年10月28日改正し、同年10月31日より実施する
- 16 平成18年9月11日改正
- 17 平成19年3月29日改正

以上

不正資金流入防止に係る取扱要領

当社は、金融機関及び公共団体等の公金出納取扱者及び、企業の経理・財務担当者の金銭等を取り扱っている委託者からの預託金については入金累計額が一定の基準を超えることとなった場合は、下記の措置を講ずるものとする。

記

1. 当該委託者の取引に係る預託額が一定の基準を超えたときは、不正資金の流入を防止するための調査を開始するものとし、その基準等を以下のとおり定める。
委託者からの預託入金累計が3,000万円（有価証券は充用価格）を超えたとき、当該委託者の資金について調査を開始する。
調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金的性格や出所を、当該委託者と直接面談して聴取することとする。
2. 不正資金の流入防止に係る調査業務を担う部署は、以下のとおり定める。
原則として、コンプライアンス部及び管理課が行うこととする。
調査に当たっては、営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を、全てコンプライアンス部に報告する等、調査に協力しなければならない。
尚、直接面談が困難又は迅速化のために必要な時は、外部機関（興信所等）等を利用して調査することとする。
3. コンプライアンス部及び管理課は、第1項の当該委託者に対し資金内容の確認を行い、『自己資金であること、及びその資金の根拠』等を明記した本人自書の書面の提出を求め、且つ、自己資金であることの客観的資料の提出又は提示を求めるものとする。
4. コンプライアンス部及び管理課は、前記調査に係る関係書類等を取り纏め、速やかに統括責任者及び、総括責任者に報告したうえ、これを10年間保存する。
5. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金是不正資金の有無に係わらず受託しないものとする。

以上

外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
159名	8名	50名	117名

委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
2,086名	2名	1,682名

苦情・紛争に関する事項

商品事業部の管理部を充実させ、営業部門に対するチェック・指導を強化して苦情等の未然防止に努め、また申出があった場合には直ちに詳細な社内調査を実施して適切な処理を行っております。

(1) 平成18年度中の苦情受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	28	25	0	0	3
取引終了時に係るもの	2	2	0	0	0
その他に係るもの	1	1	0	0	0
合計	31	28	0	0	3

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したものの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

(2) 平成18年度中の紛争受付件数及び処理結果

紛争申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	1	0	0	1	0
取引に係るもの	0	0	0	0	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	1	0

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協に斡旋若しくは調停の申出をしたもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

訴訟に関する事項

(1) 平成18年度中の係争

前期末訴訟件数	今期訴訟件数	判決	和解	係争中
23件	3件	3件	11件	12件

(2) 平成18年度中の判決等

平成18年度中の係争のうち、判決の3件は1件が一審勝訴、2件は過失相殺に基づく判決により終了しております。和解の11件のうち、裁判所和解が9件、話し合いによる和解2件であり、当該2件は本訴取下げに至りました。

3. 経理の状況

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
[流動資産]	21,235,535	[流動負債]	13,574,507
現金・預金	3,329,413	買掛金	406,583
預託金	3,857,055	一年以内返済予定長期借入金	200,000
委託者未収金	31,519	未払金	53,611
売掛金	499,912	未払費用	129,104
商品有価証券	132,898	未払法人税等	9,773
信用取引資産	3,375,896	信用取引負債	979,175
信用取引貸付金	3,226,892	信用取引借入金	832,259
信用取引借証券担保金	149,003	信用取引貸証券受入金	146,916
保管有価証券	500,619	預り金	2,226,536
短期差入保証金	8,555,044	受入保証金	2,391,978
委託者先物取引差金	231,163	預り証拠金	6,914,133
前払費用	78,737	賞与引当金	99,495
繰延税金資産	62,428	その他	164,115
その他	581,672	[固定負債]	473,204
貸倒引当金	826	長期借入金	200,000
[固定資産]	3,166,929	役員退職慰労引当金	248,250
(有形固定資産)	193,601	退職給付引当金	8,600
建物	119,275	長期受入保証金	16,354
器具・備品	70,405	[特別法上の準備金]	533,000
土地	3,920	証券取引責任準備金	11,507
(無形固定資産)	72,265	(証券取引法第51条第1項)	
ソフトウェア	46,495	金融先物取引責任準備金	625
のれん	16,421	(金融先物取引法第81条)	
電話加入権	9,348	商品取引責任準備金	520,867
		(商品取引所法第221条)	
(投資その他の資産)	2,901,062	負債合計	14,580,713
投資有価証券	480,673	(純資産の部)	
関係会社株式	64,769	[株主資本]	9,847,807
出資金	254,000	資本金	1,558,250
長期差入保証金	839,241	資本剰余金	524,193
商品ファンド	498,597	資本準備金	453,625
長期未収債権	58,829	その他資本剰余金	70,568
長期前払費用	37,519	利益剰余金	7,765,364
繰延税金資産	134,396	利益準備金	260,000
その他	584,327	その他利益剰余金	7,505,364
貸倒引当金	51,292	別途積立金	8,630,535
		繰越利益剰余金	1,125,170
		[評価・換算差額等]	26,056
		その他有価証券評価差額金	26,056
		純資産計	9,821,751
資産合計	24,402,464	負債・純資産合計	24,402,464

損益計算書

〔 平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで 〕

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		3,055,234
受 入 手 数 料	2,536,004	
売 買 等 損 益	405,425	
金 融 収 益	113,804	
金 融 費 用		35,004
純 営 業 収 益		3,020,229
営 業 費 用		3,537,164
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	3,537,164	
営 業 損 失		516,934
営 業 外 収 益		44,479
受 取 家 賃	16,354	
そ の 他	28,124	
営 業 外 費 用		11,050
為 替 差 損	3,988	
そ の 他	7,061	
経 常 損 失		483,505
特 別 利 益		416,532
貸 倒 引 当 金 戻 入	6,373	
証 券 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	6,000	
商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	237,150	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	94,567	
退 職 給 付 引 当 金 数 理 計 算 上 の 差 異	68,072	
そ の 他	4,368	
特 別 損 失		445,022
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	2,935	
金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	361	
商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	70,488	
固 定 資 産 処 分 損	30,592	
商 品 先 物 取 引 に 係 る 損 失	299,726	
そ の 他	40,918	
税 引 前 当 期 純 損 失		511,994
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,687	
法 人 税 等 調 整 額	607,488	613,175
当 期 純 損 失		1,125,170

株主資本等変動計算書

〔 自 平成 18 年 4 月 1 日
至 平成 19 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金	
					別 途 積 立 金			
平成 18 年 3 月 31 日残高	1,558,250	453,625	70,568	524,193	260,000	10,000,000	1,369,464	8,890,535
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩						1,369,464	1,369,464	
当期純損失							1,125,170	1,125,170
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額 (純 額)								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計						1,369,464	244,294	1,125,170
平成 19 年 3 月 31 日残高	1,558,250	453,625	70,568	524,193	260,000	8,630,535	1,125,170	7,765,364

	株主資本	評価・換算差額等	純資産合計
	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
平成 18 年 3 月 31 日残高	10,972,978	130,880	11,103,859
事業年度中の変動額			
別途積立金の取崩			
当期純損失	1,125,170		1,125,170
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)		156,937	156,937
事業年度中の変動額合計	1,125,170	156,937	1,282,108
平成 19 年 3 月 31 日残高	9,847,807	26,056	9,821,751

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券・・・・・・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

子会社株式及び関連会社株式・・移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブ取引

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品有価証券・・・・・・・・個別法による原価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物	3 年～47 年
器具・備品	2 年～20 年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5 年)に基づいております。

(3)長期前払費用

定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生年度に一時処理しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるために役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、役員退職慰労金支給規程は平成 17 年 3 月 31 日付をもって廃止しており、同日までの額から当事業年度末までに支給等により取崩された残額を計上しております。

6. 特別法上の準備金の計上基準

(1) 証券取引責任準備金

証券取引事故による損失に備えるため、証券取引法第 51 条第 1 項の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第 35 条各号に定めるところにより算出した額を計上しております。

(2) 金融先物取引責任準備金

金融先物取引事故による損失に備えるため、金融先物取引法第 81 条の規定に基づき、「金融先物取引法施行規則」第 29 条に定めることにより算出した額を計上しております。

(3) 商品取引責任準備金

商品先物取引又はその受託に関して生じた事故に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、「商品取引所法施行規則」第 111 条に定めることにより算出した額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の処理

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

10. 会計方針の変更

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日)を適用しております。

従来資本の部の合計に相当する金額は 9,821,751 千円であります。

(2) ストック・オプション等に関する会計基準

当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第 8 号 平成 17 年 12 月 27 日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準摘要指針第 11 号 平成 17 年 12 月 27 日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(3)金融収支

受取利息・配当金及び支払利息については、従来、それぞれ営業外収益及び営業外費用として処理しておりましたが、主たる事業が従来の商品先物事業から証券事業へと移行したことに伴い、「証券業経理の統一について」(昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して当事業年度より受取利息及び受取配当金は金融収益として、支払利息は金融費用として処理しております。この変更に伴いまして、営業収益が40,200千円増加、純営業収益が30,262千円増加、営業損失が同額減少しております。

11. 表示方法の変更

(1)貸借対照表

前期まで「子会社株式」と表示しておりましたが、当期より「関係会社株式」として表示しております。

(2)損益計算書

受入手数料の表示方法は、従来、受取手数料と表示しておりましたが、証券事業に係る受入手数料の割合が商品先物事業に係る受取手数料の割合を上回ったため、「証券業経理の統一について」(昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して当事業年度より受入手数料として表示しております。

. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預 金	200,000 千円
その他投資(長期性預金)	<u>200,000 千円</u>
計	400,000 千円

上記のほかに預り有価証券902,957千円を信用取引借入金の担保として差し入れております。

(2) 担保に係る債務

一年内返済予定長期借入金	200,000 千円
長期借入金	<u>200,000 千円</u>
計	400,000 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

289,697 千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	16,344 千円
----------------	-----------

4. その他

(1) 金融先物取引所及び商品取引所へ取引証拠金として預託している委託者資産

金融先物取引所

短期差入保証金	1,038,980 千円
---------	--------------

商品取引所(日本商品清算機構)

短期差入保証金	6,179,716 千円
保管有価証券	496,678 千円

(2)証券取引法第47条第3項の規定に基づき分別保管されている資産

預託金 3,100,000千円

(3)商品取引所法第210条の規定に基づき分離保管されている資産

預託金 700,000千円

(4)金融先物取引法第81条の規定に基づき積立している資産(金融先物取引責任準備金)

預託金 451千円

(5)金融先物取引法第91条の規定に基づき区分保管されている資産

預金 500千円

(6)商品取引所法第211条の規定に基づき積立している資産(商品取引責任準備金)

預金 516,260千円

. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1)営業取引による取引高 2,000千円

(2)営業取引以外の取引高 37,584千円

(3)固定資産の売却 671千円

. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 24,926,500株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当

該当事項はありません

4. 当事業年度の末日において会社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,848,000株

・税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産

賞与引当金	42,755	千円
共済剰余金	18,707	千円
未払事業税	964	千円
減価償却費	2,668	千円
有価証券評価損	2,030	千円
貸倒引当金	18,014	千円
ゴルフ会員権	5,125	千円
退職給付引当金	3,491	千円
役員退職慰労引当金	102,088	千円
ソフトウェア減価償却費	30,054	千円
リース資産減損	18,146	千円
繰越欠損金	1,903,680	千円
商品取引責任準備金	211,472	千円
証券取引責任準備金	4,672	千円
金融先物取引責任準備金	253	千円
一括償却資産	3,590	千円
繰延税金資産小計	2,367,716	千円
評価性引当額	2,170,892	千円
繰延税金資産合計	196,824	千円
繰延税金負債		千円
その他有価証券評価差額金		千円
繰延税金資産の純額	196,824	千円

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

・リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具・備品	251,404 千円	181,055 千円	70,348 千円

注：減価償却累計額相当額には減損損失累計額相当額を含めて表示しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	68,245 千円
1 年超	<u>3,020 千円</u>
合計	71,265 千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	131,863 千円
減価償却費相当額	129,356 千円
支払利息相当額	2,664 千円

注：リース資産減損に係る金額を含めて表示しております。

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の計算方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

. 関連当事者との取引に関する注記

1. その他の関係会社

一般的取引条件と同様の取引及び取引金額の重要性が低いため、記載を省略しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	IBS Capital Management, Inc.	所有 直接 100%	役員 の兼 任	配当金 の受 取	金融 収益 33,684		

. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 394円 02銭

1株当たり当期純損失 45円 13銭

. 重要な後発事象に関する注記

投資銀行業務として、平成19年4月20日に株式会社イー・カンパニーに対する債権を15億22百万円で取得しております。

監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

財務比率

(平成19年3月31日現在)

諸	項	目	比	率
(a)	純資産額	規制率	[純資産額 (*1) / リスク額 (*1) × 100]	7,970.78%
(b)	純資産額	資本金比率	[純資産額 / 資本金 × 100]	635.34%
(c)	自己資本	資本金比率	[自己資本 / 資本金 × 100]	630.31%
(d)	自己資本	比率	[自己資本 / 総資本 × 100]	40.25%
(e)	修正自己資本	比率	[自己資本 / 総資産額 (*2) × 100]	55.19%
(f)	負債	比率	[負債合計額 / 純資産額 (*3) × 100]	147.28%
(g)	流動	比率	[流動資産額 / 流動負債額 × 100]	160.27%

追加情報

役員 の 状 況 (平成 19 年 6 月 25 日現在)

役名及び職名	氏 名 (生年月日)	所 有 株式数
代表取締役社長	藤 井 史 郎 昭和17年1月9日	千株 300
取締役副社長	村 上 豊 彦 昭和31年11月18日	 289
取 締 役	海 生 裕 明 昭和33年8月5日	—
取 締 役	多 田 豊 昭和31年11月1日	 90

役名及び職名	氏名 (生年月日)	所有 株式数
取締役	西山靖 昭和39年9月2日	千株 —
取締役 (非常勤)	石川英治 昭和39年9月20日	—
取締役 (非常勤)	萬尾重美 昭和40年7月25日	—
常勤監査役	小河泰雄 昭和19年2月7日	50
監査役 (非常勤)	御園博之 昭和39年12月6日	—
監査役 (非常勤)	松田勉 昭和30年10月1日	—

「ばんせい証券株式会社 平成18年度 Disclosure」の27ページに以下のとおり一部訂正がございます。

⑧ 苦情・紛争に関する事項

商品事業部の管理部を充実させ、営業部門に対するチェック・指導を強化して苦情等の未然防止に努め、また申出があった場合には直ちに詳細な社内調査を実施して適切な処理を行っております。

旧

(1) 平成18年度中の苦情受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	28	25	0	0	3
取引終了時に係るもの	2	2	0	0	0
その他に係るもの	1	1	0	0	0
合計	31	28	0	0	3

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したものの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認め取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

新

(1) 平成18年度中の苦情受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	30	16	0	0	14
取引終了時に係るもの	2	2	0	0	0
その他に係るもの	1	1	0	0	0
合計	33	19	0	0	14

- (注) 1. ～3. (現行どおり)

以上